

「静岡県商店街振興及び活性化条例」

制定された背景は…

平成24年10月に県が行った調査によると静岡県には、商店街の振興及び活性化を目的として商業者が組織する団体（以下「商店会」という）が364あります。

そのうち、商店街振興組合など法人格を有する商店会は52あり、そこに加入している店舗は2,262店で、地域内にある全店舗（3,278店）の7割となっています。

商店会は、商品の販売だけでなく、地域の防災・防犯やお祭りなどを通じて、地域コミュニティの担い手としての役割を果たしており、近年では高齢者・子育て支援や環境・リサイクルなどの地域住民のニーズに応える活動なども行っています。

しかし、多くの商店会においては、加入店舗数の減少や、経営者の高齢化・後継者不足など様々な要因により、商店会活動が低下しているのが現状です。

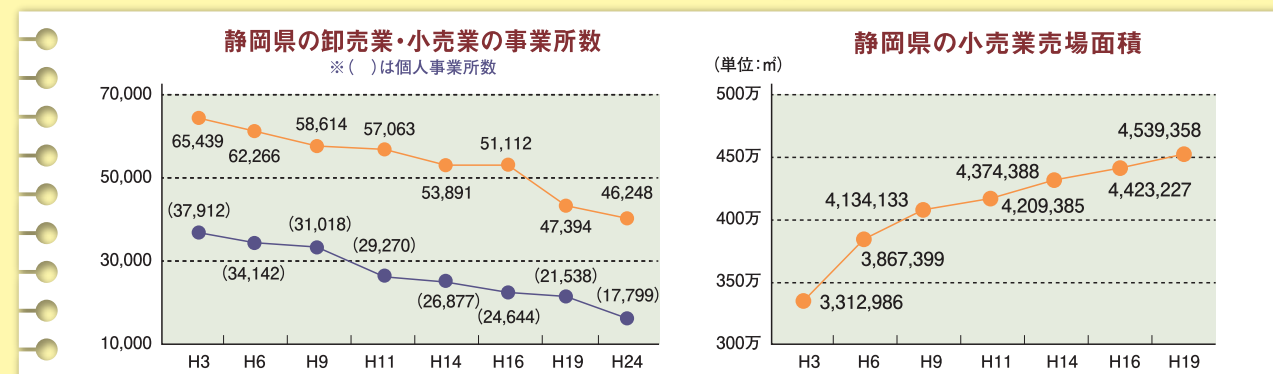
このため、より多くの商業者等が商店会に加入し、その活動へ積極的に参加することにより、**地域社会の発展及び活性化を目的とした「静岡県商店街振興及び活性化条例」**が平成24年12月に制定され、**平成25年4月1日から施行**されます。



静岡県の商業の状況は…

商業統計調査等によると、県内の卸売業・小売業の事業所数は、平成3年には65,439（うち個人事業所数37,912）ですが、平成24年には46,248（同17,799）となっており、この21年間で29.3%（同53.1%）減少しています。

事業所数が年々減っている一方で、売場面積が増えていることから、郊外への大型店の進出などによって、**中心市街地や商店街の店舗数が減少傾向にあるものと考えられます。**



※平成3～19年の数値は各年の「商業統計調査」の確報値、平成24年の数値は「経済センサス-活動調査」の速報値によります。

条例の趣旨を説明します。

条例の目的

この条例は、大型店やチェーン店をはじめ、地域の商店街で事業を営む方々が、商店会の活動に積極的に参加し、協力することにより、商店街の振興及び活性化を図ることを目的としています。
※県内全域に共通する事項のみを定めた理念条例です。



商業者等の役割

商店街で事業を営む方々は、商店会への加入に努めるとともに、商店会が行う商店街イベントや地域貢献の取組に積極的に参加、協力するよう努めてください。



商店会の役割

商店街振興及び活性化を目的として商店街で事業を営む方々が組織する団体は、商店街振興組合などの法人だけではなく任意団体であっても、全て「商店会」として定義しています。

この条例では、商店会の方の責務などについての規定は設けていませんが、商店街の振興及び活性化のためには、今まで以上に商店会が積極的に活動するとともに、商店会を構成する個店それぞれが賑わうことで、商店街で事業を営む方々が加入したくなる、魅力ある商店会となる必要があります。

なお、既存の団体だけでなく、意欲のある商業者同士が新たな商店会を結成して活動することも想定しています。



行政(県・市町)の役割

県と市町は連携して、商店街の振興及び活性化を図るために地域の特性を踏まえた施策の推進に努めます。

1 魅力ある個店づくりの推進

県は平成23年3月に「ふじのくに魅力ある個店」登録制度を創設し、魅力ある個店づくりを推進しています。

これを通じ、魅力ある商店街・地域づくりにつなげていきます。
※詳細は、特設WEBサイト(<http://f-koten.jp>)をご覧ください。

2 地域を支える魅力ある商業環境づくりへの支援

県と市町は協力して、商店会などが行う、魅力ある買い物環境づくり、買い物弱者対策などの商店街活性化事業を支援します。

※詳細は、県又は市町、商工団体の商業振興担当にお尋ねください。

